

別表 2

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末
貸付けの条件の変更等の申込み を受けた貸付債権	3	3	3	3	3	3	4	5	5	5	5
うち、実行に係る貸付債権	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	
貸付けの条件の変更等の申込み を受けた貸付債権	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
うち、実行に係る貸付債権	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、取下げに係る貸付債権	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。